

# 裁判所

COURT OF JUSTICE

未来へと続く新しい道しるべを

裁判所 採用 検索

最高裁判所事務総局人事局

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

TEL.03-3264-8111 (大代表)

ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>

Facebook <https://www.facebook.com/saibansho.saiyo/>





# ここが未来に繋がる新しいステージ。

## MESSAGE

### 裁判所の使命

それは 国民一人ひとりの権利を守り  
社会の法秩序を維持すること

### 一人ひとりの声に耳を傾け

### 一人ひとりの人生に向き合い

公正中立な立場で紛争の解決をサポートする  
それが 私たち裁判所職員の役目です。

### 国民から託された想いを全力で受け止め

### その一つひとつに丁寧に応えることで

### 司法の信頼を支え

### より良い司法の未来を実現していく

### そんな情熱を胸に

私たちは日々を歩んでいます。

### さあ あなたも私たちと一緒に

新たな活躍のステージに踏み出しましょう。

### 司法の未来を創るのは

新たな時代を担うあなたの力です。



裁判所ナビゲーター  
ざいたん

## CONTENTS

### 裁判所の概要

裁判所の組織	P3,4
裁判所で活躍するProfessional	P5,6

### Interview

裁判所事務官	P7,8
裁判所書記官	P9,10
家庭裁判所調査官	P11,12

### Talk Session

裁判所書記官×主任書記官×裁判所事務官	P13,14
主任家裁調査官×家裁調査官補	P15,16
チーム「広報」	P17,18
女性職員のキャリアアップ	P19,20

### Message

幹部職員	P21,22
裁判官	P23,24
総合職	P25,26
裁判所の外部で活躍する職員	P27,28
若手職員	P29,30

ワークライフバランス	P31,32
------------	--------

研修制度	P33,34
------	--------

### Information

採用試験	P35
待遇	P36
Q&A	P37

人事担当者からのメッセージ	P38
---------------	-----

# 裁判所の組織

我が国の裁判所は、最高裁判所の下に高等裁判所があり、高等裁判所の下に地方裁判所及び家庭裁判所があり、さらに、地方裁判所の下に簡易裁判所があります。

## 最高裁判所

最上級、最終の裁判所で、高等裁判所の裁判に対する不服申立て(上告、特別抗告)を取り扱います。法律や政令が合憲か違憲かについて最終的に判断を下すので、「憲法の番人」とも呼ばれています。

## 高等裁判所

地方裁判所、家庭裁判所等の裁判に対する不服申立て(控訴、抗告)などを取り扱います。また、東京高等裁判所の特別の支部として、知的財産高等裁判所が置かれています。

## 地方裁判所

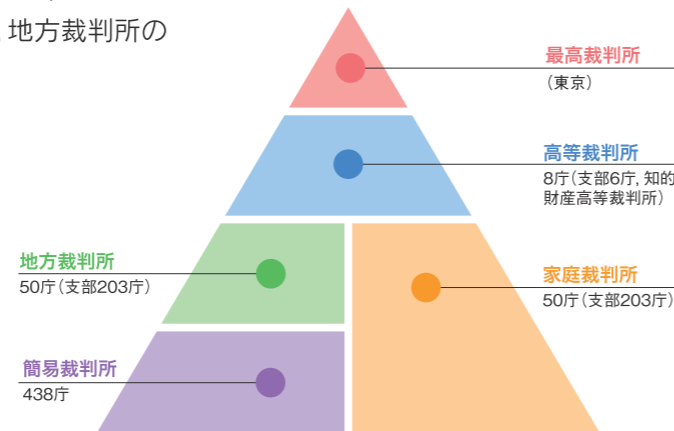
民事訴訟、刑事訴訟の第一審を簡易裁判所と分担して取り扱うほか、執行・倒産事件なども取り扱います。

## 家庭裁判所

家事事件、人事訴訟事件及び少年事件などを取り扱います。

## 簡易裁判所

比較的少額の民事訴訟と比較的軽い罪の刑事訴訟の第一審を取り扱うほか、民事の調停なども取り扱います。



各裁判所の組織は、大きく「**裁判部門**」と「**司法行政部門**」に分けられます。

## 裁判部門

裁判部門では、各種の事件を裁判官が審理・裁判しますが、その裁判を支える職種として、裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官などが置かれています。

### 裁判部門が取り扱う主な手続

#### 民事事件手続

貸したお金を返してほしいなどの個人間の紛争や、売掛代金に関する企業間の紛争などを解決するための手続です。

#### 刑事事件手続

犯罪の犯人だと疑われている人の有罪・無罪などを決めるための手続です。

#### 家事事件手続

離婚や相続などに関する家庭内の紛争を解決するための手続です。

#### 少年事件手続

非行に及んだ少年に対する処遇を決めるための手続です。



最高裁判所 大法廷

## 司法行政部門

司法行政部門では、事務局(総務課、人事課、会計課等)が設置され、裁判事務の合理的・効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官などが行っています。

### 司法行政部門の仕事の一例

#### 広報(総務課)

広報行事等を企画・実施することで、裁判所の制度等を国民の方々に正しく伝え、裁判所への信頼を確保します。

#### 研修(人事課)

職員の育成のための研修等を企画・実施することで、職員の成長を支え、適正・迅速な裁判を実現していきます。

#### 設備管理(会計課)

裁判事務の合理的・効率的な運用を図るため、裁判所における物的設備を整え、裁判部門をサポートします。



最高裁判所 正面玄関

# 裁判所で活躍するProfessional

より良い司法サービスを提供するため、裁判所には、裁判官以外にも裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官といった様々な職種が置かれ、それぞれの職種が連携しながら「適正・迅速な裁判」を実現しています。

## 裁判所事務官

### 適正・迅速な裁判の実現を支える。



裁判所事務官は、各裁判所の裁判部や事務局に配置されています。裁判部では裁判所書記官のもとで各種の裁判事務に従事し、事務局では総務課、人事課、会計課等において司法行政事務全般に従事します。裁判部と事務局は、互いに連携を図りながら活動しています。社会環境の変化、経済事情の変動及び価値観の多様化等によってますます増大する司法へのニーズに的確に対応し、適正で迅速な裁判の実現を支えるため、裁判所事務官は様々な部署で活躍しています。

## 裁判所書記官

### 裁判手続のProfessional



裁判所書記官は、法律の専門家として固有の権限が付与されており(裁判所法第60条)、その権限に基づき、法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明、執行文の付与のほか、支払督促の発付等を行います。さらに、法令や判例を調査したり、弁護士、検察官、訴訟当事者等と打合せを行うなどして、裁判の円滑な進行を確保することも大きな役割の一つです。裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができないので、裁判所書記官はどの裁判所にも配置されています。

※裁判所書記官になるためには、裁判所事務官等として一定期間勤務した後、裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、同研修所で約1～2年の研修を受ける必要があります。

## 家庭裁判所調査官

### 家庭や非行の問題解決のProfessional

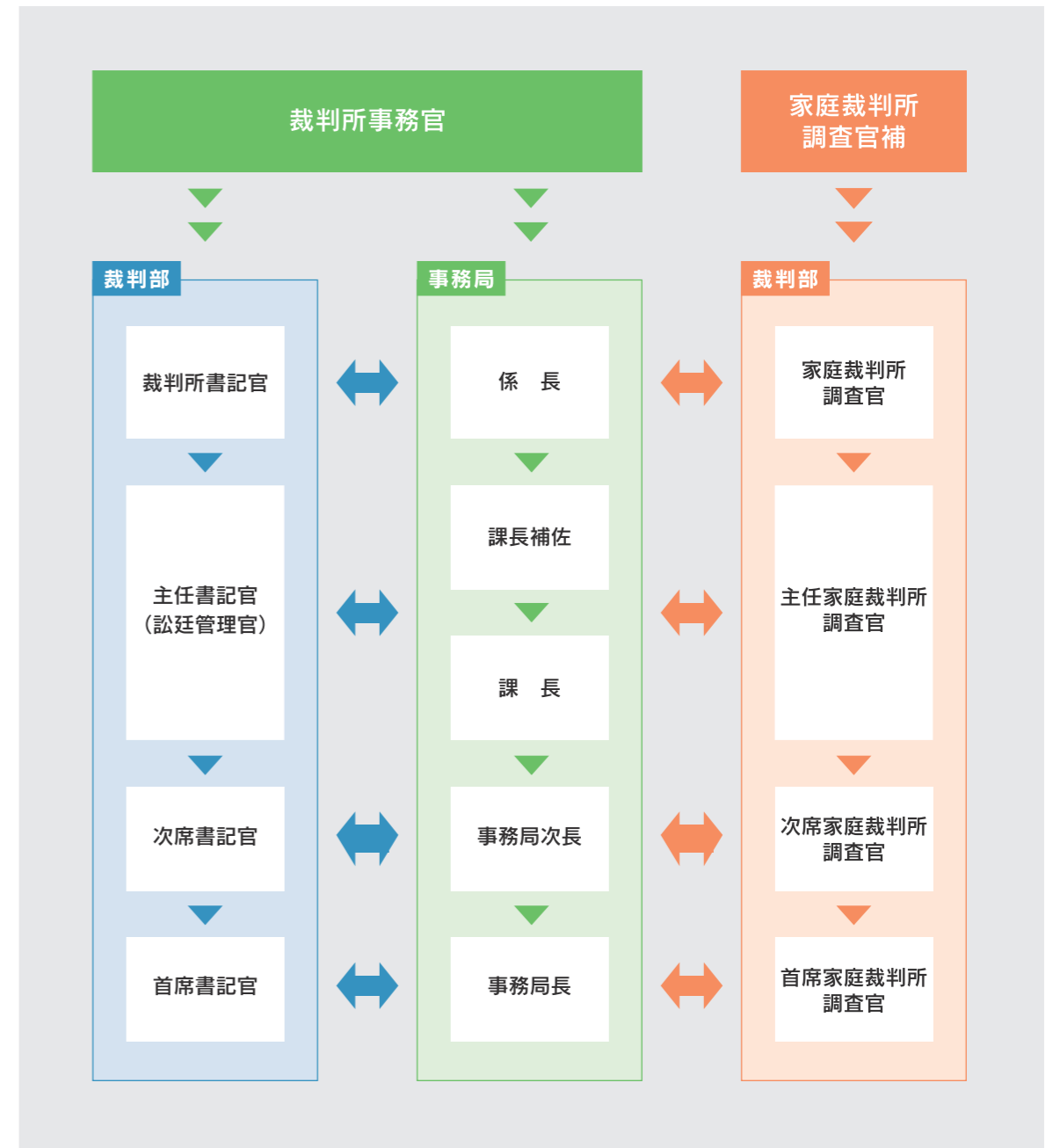


家庭裁判所は、夫婦や親族間の争いなどの家庭に関する問題を家事審判や家事調停、人事訴訟などによって解決するほか、非行を犯した少年について処分を決定します。いずれも法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。家庭裁判所調査官は、このような観点から、例えば、離婚、親権者の指定・変更等の当事者や事件送致された少年及びその保護者を調査し、紛争の原因や少年が非行に至った動機、生育歴、生活環境等を調査します。

※家庭裁判所調査官になるためには、家庭裁判所調査官補として採用された後、裁判所職員総合研修所に入所し、約2年間の研修を受ける必要があります。

## キャリアパス

裁判所では、学歴や採用年次等にとらわれることなく選考により管理職に昇任する仕組みをとっています。日々のOJTや研修等によりスキルアップを図ることができ、全ての職員に対して意欲と能力に応じた多様なキャリアパスが開かれています。



- 上記は、地方裁判所及び家庭裁判所を基準としたキャリアイメージです。
- 異動、昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。
- 本パンフレットに登場する職員の所属・官職はすべて平成30年7月1日現在のものです。

# 裁判所事務官

## 国民と司法の架け橋として



千葉地方裁判所 裁判所事務官

江本 瑠衣

略歴

H28 千葉地方裁判所裁判所事務官(採用)

### 裁判員係の仕事

私は採用後、千葉地裁の裁判員係に配属され、現在、裁判所事務官として働いて2年目となります。皆さんは「裁判員制度」をご存知ですか。これは、国民の皆様が裁判員として刑事裁判に参加していただき、裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑罰にするかを定める制度です。私が裁判員係として担当している仕事は、主に、事件が起訴されてから、裁判員の方々を選任する手続を実施するまでの進捗管理や、翌年度の裁判員候補者名簿の作成、裁判員候補者の方々から郵送される書類の処理や、電話対応などが挙げられます。日々、直接国民の皆様と接する職場であるため、私は日頃から、相手の方にとっては自分が裁判所の代表であり、自分の振る舞いが裁判所の印象となる、という意識を持って仕事に取り組んでいます。

### 仕事のやりがい

以前、身体に障害を抱えられた裁判員候補者の方から、自分は裁判員になることはできないのではないか、という問合せの電話を受けたことがあります。詳しいお話を伺って

ると、その方は選任手続に参加したいという気持ちはあるものの、一定のサポートが必要となるために参加は困難なのではないかと考えていらっしやるのが分かりました。私は、上司や先輩職員と相談の上、その方が不安なく選任手続に参加していただけるように、また、仮に裁判員に選ばれた場合には、その後の裁判に安心して参加していただけるように、環境を整えたいと思いました。そこで、実際にどのようなサポートが必要かその方から伺い、裁判官と裁判の期間中にどのような配慮が必要となるか打合せを行ったり、選任手続当日にその方が移動される動線上に段差等がないか実際に自分の足で歩いて確認し、その方が不便を感じるような場面がないか入念にチェックしました。その結果、当日、選任手続に参加されたその候補者の方は、お帰りの際に、「良い経験ができた、ありがとう。」と声をかけてくださいました。裁判官や裁判所書記官、裁判員係、その他関係部署が連携して準備を行った結果であると感じ、とても嬉しかったのを覚えています。

裁判員候補者の中には、仕事や家庭、体調面など様々な御事情を抱えておられる方が少なくないため、それぞれの御

事情を踏まえた丁寧な対応を心がけていますが、そういった中で、候補者の方に選任手続に参加して良かった、と喜んでいただけたときは、大きなやりがいを感じます。


### 受験生へのメッセージ

皆さんの中には、法学部の学生ではないから、裁判所で働くのは難しいのではないかと悩んでいる方もいるかと思います。私も、学生時代は法律の勉強をしたことがなかったため、採用当初は不安でいっぱいでした。しかし、実際に裁判所で働き始めると、必要な法律知識は業務の中でしっかり教えていただける上、分からないことがあっても相談しやすい風通しの良い職場なため、その不安はすぐに解消されました。法学部卒でない私でも、先輩方のサポートを受けながら、現在は裁判員等選任手続チームのリーダーを務めています。

また、先輩書記官と一緒に働いていると、傍らには常に六法があり、不明な点はすぐに根拠を調べるといった姿勢など、学ぶところが多くあります。私も先輩方のような裁判所書記官に任官することがこれからの大きな目標です。あこがれの先輩に近づけるよう、目標に向かって少しずつ着実に進んでいきたいと思っています。皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。



### SCHEDULE

- 8:30 始業**  
 チームメンバーと1日のスケジュールを確認。メールチェックなど。
 
- 9:00 裁判員等選任手続受付**  
 裁判員候補者の方々を選任手続に御案内し、受付を開始。
 
- 9:30 オリエンテーション開始**  
 裁判員候補者の方々に対して事件の概要や書類の記載方法等を説明。
 
- 12:15 昼食**  
 先輩方や同僚と談笑しながらランチ。
 
- 13:00 郵便処理**  
 裁判員候補者の方々から郵送された書類の内容をしっかりとチェック。
 
- 15:00 グループリーダーミーティング**  
 担当グループの業務の進捗度合などを上司へ報告、共有。
 
- 17:00 終業**  
 翌日のスケジュールを確認し退行。週に2日はスポーツジムで汗を流す。
 

### Private Time



旅行が趣味で1年に1回は海外旅行に行くことを目標にしています。

夏季休暇を利用して、ずっと憧れていたモロッコに行き、ラクダに乗ってサハラ砂漠を歩きました。そこで見た満天の星空はとても心に残っています。



## 裁判所書記官

## 信頼される裁判所のために



京都地方裁判所 裁判所書記官

長村 剛

略歴

H19 大阪簡易裁判所裁判所事務官(採用)

H22 大阪簡易裁判所裁判所書記官

H29 現職

## 適正・迅速な裁判の実現に貢献する。

私は、現在、裁判所書記官として民事事件を担当しています。民事事件には、様々な種類がありますが、例えば、貸したお金を返すように求めたり、土地や建物といった、不動産の明渡しを請求したり、事故などでけがをしたことに対する損害の賠償を求める訴えなどが、これに含まれます。私が所属する部署は、このような民事事件の中でも、交通事故に関する事件を多く取り扱っています。

民事事件は、訴えの提起に始まり、裁判期日を経て、判決や和解などで終了しますが、裁判所書記官は、その手続の中で、様々な業務を行います。

中でも、裁判所書記官の重要な役割として、裁判手続が適正に行われたことを証明する業務があります。法廷に立ち会ってそこでのやりとりを法的に整理しながら作成する調書は、手続が適正に進められたことを公に証明する唯一の重要な書類であり、適正な裁判の実現には欠かせません。この調書は、裁判所書記官が自らの名前と責任において作成するもので、裁判官でも代わりに作ることはできません。また、和解が成立した際に裁判所書記官が作成する

和解調書は、判決と同様、強制執行の基礎となる重要な書類です。双方がどんな内容で折り合いがついたか、それを法的に評価するとどんな条項になるか、約束が守られなかったときに強制執行することができるかといった点を考えながら、丁寧に条項を作り上げていきます。時折、文献を調べてもよく分からず、迷うこともありますが、そんなときは、上司や同僚に相談すると、この点を確認しておいたほうが良いのではないか、こんな文言が必要ではないかといったアドバイスをしてくれます。

何か困ったことがあったときに一緒に考えてくれる上司や仲間がいることは、仕事をやる上で、とても心強く感じますし、そうした仲間と議論しながら仕事をすることは、自分自身の成長につながっているように思います。

裁判所書記官の役割はこれだけではありません。裁判所からの書類を受け取って不安になって来庁される方や、事件の進行や手続についての問合せを受けることも多く、丁寧に疑問を解消したり、必要な書面の提出を促したり、裁判官と連携しながら、迅速な裁判及び充実した審理の実現に貢献できるように努めています。事件の進捗に応

じて、自分の頭で考えて裁判官に進行方法を提案することもあります。実際に提案した進行どおりに裁判が進行し、充実した審理を実現できたときは、とてもやりがいを感じます。

## 受験生へのメッセージ

民事裁判では、最終的な結論が当事者の方の希望に沿ったものになるとは限りません。それでも、裁判所の示した結論に納得していただくためには、裁判所に対する信頼が不可欠だと感じています。当事者の方から信頼を得るには、できるだけ分かりやすい説明を心がけるなど、裁判手続のプロフェッショナルとして、一つ一つの事務を公平かつ適正に行って、適正・迅速な裁判の実現に貢献していくことが大切であると考えています。私自身の日々の仕事の積み重ねが、当事者の方との信頼関係につながり、それが裁判所という組織全体の信頼につながっているということにやりがいを感じつつ、日々の仕事に取り組んでいます。

ぜひ皆さんも裁判所の一員となり、仕事のやりがいを感じながら自分の成長を実感することができる裁判所書記官を目指してみませんか。

Private Time



休日には、趣味であるサイクリングをして

過ごすなど、できるだけ体を動かすことを

心掛けています。

運動することで気分転換になり、それが充実した気持ちで新しい週を迎えることにつながっています。



## SCHEDULE

- 8:30 始業  
メールの確認等。
- 9:30 期日前ミーティング  
その日の裁判の進行について、裁判官と打合せ。
- 10:00 法廷立会  
法廷はいつも厳粛な空気に。
- 12:15 昼食  
同僚とランチ。
- 13:00 調書の作成  
法廷でのやり取りを法的に整理しながら作成。
- 15:40 窓口対応  
分かりやすい説明を心がける。
- 16:00 進行管理事務  
裁判の進行をマネジメント。裁判官との連携が不可欠。
- 17:00 終業  
翌日のスケジュールを確認して退庁。



## 家庭裁判所調査官

## 家族の気持ちに寄り添い、支援する。



札幌家庭裁判所 家庭裁判所調査官

安達 佑香

略歴

H22 さいたま家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)  
 H26 函館家庭裁判所家庭裁判所調査官  
 H29 現職

## 家族が前へ進むために

私は現在、家事事件を担当し、夫婦間、親子間、親族間で起こる様々な問題を扱っています。やりがいを感じる場面は多々ありますが、特に、子どもをめぐる事件に関し、父母が子どもの気持ちに目を向け、子どものための解決にたどり着いた時は達成感があります。

特に強く印象に残っているのは、母が子どもを連れて別居し、父が子どもに会いたいとして家庭裁判所で話し合いをしていた事件です。その中で、父母は互いに相手を責めるばかりで、子どもの気持ちに目を向けることが難しくなっていました。私は、その事件の担当に決まったとき、まず父母それぞれの思いを受け止めた上で、父母が子どもを第一に考えて話し合えるように支援したいと思いました。母との面接では、父の言葉で傷ついた辛さや、これまで一人で家事・育児を頑張ってきた大変さが切々と語られました。私は、母の努力をねぎらい、気持ちに寄り添いつつ、これまでの子どもの状況を聞き、それに関連するような、紛争下の子どもの心情の特徴を伝えました。次第に母は、父子が楽しそうに遊んでいたときのことを思い出し、「子どもにとっては、いい父親だった

のかもしれない。」と振り返るようになりました。

一方、父との面接では、家族のために働いていたのに母子に出て行かれたやるせなさが語られました。私は父の家族への思いを受け止めながら、これまでの子どもの状況を聞き、現在の子どもの心情や今後の父子関係について、父と一緒に考えるようにしました。次第に父は、これまで子どもが元気に育ったのは、母の家事・育児のおかげではないかと振り返るようになりました。

そして、今回の調査結果を基に、父母ともに子どもや家族への思いはあったものの気持ちがすれ違っていたことや、子どもの状況を踏まえると、両親から愛される機会を確保することが、今、父母が子どもに対してできることであるという報告書を作成しました。その調査結果を踏まえた話し合いを続けるうちに、父母には少しずつ、子どもの視点に立った話し合いをしてもらえるようになりました。その後、父母は、父子が家庭裁判所の中にあるプレイルームで交流を行うことに合意できたので、私はその交流がスムーズに行えるよう支援しました。子どもは、初めは緊張した様子だったものの、時間の経過とともに父との触れ合いに慣れ、笑い声を上げて遊ぶよう

になり、別れ際には父に抱っこをせがみました。最終的に、今後も父子の交流を継続していくことで話し合いがまとまりました。私は、この家族との関わりを通じて、家族が前に進むための手助けができたことに強くやりがいを感じました。

私が仕事をする上で大切にしていることは、家族一人ひとりの気持ちに寄り添うことと、家族本来の解決力を発揮してもらえるようにすることです。家庭裁判所に来られる方々は、悩みの渦中において、様々な苦しい感情を抱えていることがあります。そうした方々の思いを受け止め、一緒に考え、それぞれの解決力を発揮してもらい、争いの狭間で葛藤している子どもに目を向けられるよう、専門的知見を生かし、家族の橋渡しをしているのが家裁調査官だと思います。

## 受験生へのメッセージ

家裁調査官の仕事をする上では、これまでの人生の全ての経験が役立ちます。例えば、挫折や悩んだ経験についても、当事者の気持ちを想像したり、寄り添ったりする糧になります。家裁調査官は家族の人生に関わる重要な職責を担っており、時には悩むこともあります。そんな時、上司や先輩、同僚に相談すると、いつでも仕事の手を止めて話を聞いてくれるので、お互いに相談しやすい環境ですし、有益な助言をもらえることももちろん、みんなと話をしながら考えを整理することもできます。最近は、後輩から質問されることも増えまし



たが、答える中で基本に立ち返り、改めて自分の仕事への姿勢を振り返ることができます。

家裁調査官は、行動科学等の専門家として、また、人として、ずっと成長することができる仕事であり、私はこの仕事をとても誇りに思っています。家裁調査官に魅力を感じた方、ぜひ、私たちと一緒に働いてみませんか。

## SCHEDULE

- 8:30 始業  
メールチェックとスケジュール確認。
- 8:40 ケース会議  
自分の担当事件の進行方針を、上司や同僚と一緒に検討。
- 9:30 調停期日立会い  
離婚する父母が子どもの視点に立った話し合いができるよう支援。
- 12:15 昼食  
先輩や同僚と楽しくランチ。
- 13:00 親子交流場面の調査  
子どもが離れて暮らす親と会う場面を観察。
- 15:00 報告書作成  
調査結果を報告書にまとめる。
- 17:00 終業  
先輩や同僚と食事に行く。

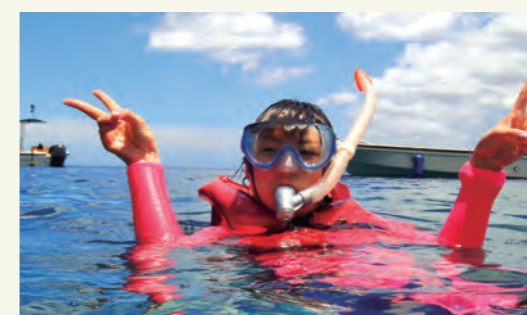


## Private Time



職員同士の仲が良く、終業後には一緒に  
 食事に行ったり、休日にはキャンプやアウトドア  
 レジャーに出かけたりしています。

趣味の国内旅行の旅先で、全国にいる同期や同僚と久しぶりに会うことも楽しみの一つです。



## 名古屋地方裁判所民事第7部

## 裁判所書記官×主任書記官×裁判所事務官

名古屋地方裁判所  
裁判所書記官

田中 浩之

(平成22年採用)

名古屋地方裁判所  
主任書記官

山口 篤志

(平成14年採用)

名古屋地方裁判所  
裁判所事務官

森 裕貴菜

(平成29年採用)

## 各職種の役割・連携

**田中:** 私たちの所属する民事第7部は、通常の民事事件に加えて、建築関係の事件を集中的に取り扱っています。私は、民事事件を担当する裁判所書記官として、適正・迅速な裁判を実現するために、様々な仕事を行っています。仕事は多岐にわたりますが、裁判官と密にコミュニケーションを取りながら、審理方針などを共有し、裁判を円滑に進めるにはどうしたらよいか考えて事件を進行管理するなど、法律の専門職としての使命感を持って日々の仕事に臨んでいます。

**森:** 私は、裁判部の裁判所事務官として、裁判所書記官の事務を補助しています。例えば、裁判関係書類の受付・郵便の発送等を行ったり、裁判が始まる前の開廷準備や、裁判中も、実際に法廷に入って裁判に関する事務を行ったりして裁判所書記官の法廷立会事務を補助するなど、裁判の円滑な運営に貢献できるように、様々な裁判事務を担当しています。

**山口:** 主任書記官には、管理職としての役割と、田中さんと同じように裁判所書記官としての役割があります。管理職としては、民事第7部全体の業務をもう一名の主任書記官と協力しながら管理し、必要に応じて部下職員に助言・指導を行ったり、また、事件によっては、他部署との連携が必要な場

合がありますので、その場合の連絡・調整役を担ったりしています。

森さんは、採用2年目ですが、頼りになる存在に成長しており、周りの裁判所書記官からの信頼も厚いです。また、田中さんも、これまでの経験を生かして、民事第7部の現状を分析し、事務の改善を提案するなど、その存在感を発揮しています。森さんからの質問にも、分かりやすく答えていて、とても感心しています。

## 裁判所事務官・裁判所書記官のやりがい

**森:** 受付窓口などで、来庁された当事者の方などの対応をすることも、裁判所事務官の大事な仕事になります。特に初めて裁判所に来庁された一般の方に対しては、話をよく伺い、どういった目的で来庁されたのかをまずしっかり理解するようにし、その内容に応じて正確に裁判所書記官へ引き継ぐことが大切だと考えています。また、採用1年目ですと、法律の知識が求められる場面での確に説明できないことも多かったですが、1年間の仕事を通じて徐々に法律の知識も身につけ、それを自分なりにかみ砕いて分かりやすい表現で当事者の方に説明をすることができたときは、自分自身の成長を感じるこ

ができました。

**山口:** 森さんは採用1年目から見えていますが、最初は法律用語が分からず、また、分かっていることをうまく表現することができない場面があったように思います。しかし、徐々に、仕事に必要な法律用語を理解し、相手の理解に応じて言葉を選びながら、裁判所の中立性にも配慮しつつ適切な対応をすることができるようになってきています。

田中さん、裁判所書記官としてのやりがいはどうですか。

**田中:** 裁判所書記官のもとには、様々な情報が入ってきますので、裁判官の審理方針に照らしながら、この先、手続きがどうなるかを予想して裁判の段取りを考え、適正・迅速な裁判に貢献していくことに裁判所書記官としてのやりがいを感じます。

## 職場の雰囲気

**森:** とても仕事をしやすい環境だと思っています。質問もしやすい雰囲気、今更こんなこと聞いてもいいのかなといったことでも、とても熱心に教えていただけます。また、私自身も裁判所書記官の事務補助をする中で気付いたことは、遠慮なく伝えるようにしています。これまでも、私の提案がきっかけで、部内の事務が改善されたこともありました。若手の意見も尊重していただけるので、とても働きやすいと感じています。

**田中:** 相談しやすいという雰囲気は私も感じています。裁判所は実に多様な事件を扱っていますから、過去に所属した部署や裁判所に依って裁判所書記官の経験も様々です。私の周りにも、様々な経験を積んだ裁判所書記官がいて、新しい課題にぶつかったときには、一人で抱え込むことなく、それぞれの経験を生かして部全体で課題に取り組むことができているし、気兼ねなく相談することができています。こういった雰囲気は、今の部署だけでなく、裁判所全体として醸成されているものだと感じています。

**山口:** そうですね。私もこれまで様々な部署を経験してきましたが、それぞれの職員が自分の立場・経験を生かしてチームとして仕事をしようという意識が高く、さりげなく助け合える職員がとても多いと実感しています。

また、裁判官たちも明るい雰囲気、裁判官を中心に話の輪が書記官室全体に広がって、議論が深まっていくことがよくあります。裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官という区別なく、部全体として話しやすい雰囲気があると感じています。

## 今後のキャリアイメージ

**森:** 裁判所書記官になりたいと考えています。確かに責任は大きいですが、法律の専門職として活躍できる官職ですし、担当事件の進行に、自分が主体的に関わることができるというやりがいもあると感じています。先輩書記官の背中を追って、頑張りたいと思います。

**田中:** 裁判所事務官としての経験が裁判所書記官になって生きてくる場面は多くありますので、森さんには、今担当してもらっている、裁判所事務官としての仕事を一つ一つ大切にしていって、裁判所書記官になってもらいたいです。裁判所書記官として一緒に仕事ができることを楽しみにしています。

私は、これから、裁判部門だけでなく、司法行政部門も含めた多様な経験を積むことで、視野を広く、そして志を高く持った主任書記官を目指していきたいと考えています。

**山口:** 二人ともとても頼もしく、上司としても嬉しい限りです。田中さんからの話にもあったように、森さんには、裁判所書記官への任官も視野に入れつつ、今の裁判所事務官としてのキャリアも大切にもらいたいですね。裁判所書記官になれば裁判所事務官に事務を教える場面も多くなってきますので、そのキャリアを生かした裁判所書記官を目指してほしいと思っています。

また、田中さんには、主任書記官を目指すに当たって、自分の意見をしっかり持つことを大切に経験を重ねてほしいと考えています。

今の仕事をしていく上で、森さんなら自分が裁判所書記官だったらどうするか、田中さんなら自分が主任書記官だったらどうするか、といった一段上の目線で考えるようにしてもらえると、もっと仕事が面白くなると思います。

## 受験生へのメッセージ

**山口:** 裁判所で扱う法律や制度は日々変化していきますので、学ぼうという姿勢や、柔軟性が求められます。森さんのように、ほとんどの職員は採用時には裁判手続に関する実務知識はないと思いますが、日々の仕事や研修を通じて、少しずつ法律や実務知識を身につけ、やがてその知識をもとに裁判手続のプロとして、堂々と仕事ができるようになっていきます。そして、こうした裁判所の組織風土が今の司法サービスや司法への信頼を支えているのだと思います。

自己成長しながら社会貢献できる、そんな魅力的な職場で皆さんも働いてみませんか。

